

イソコモリグモ保全回復事業計画

令和6年4月5日

京都府告示第166号

第1 事業の目標

イソコモリグモは、日本各地で海岸砂丘を主な生息地として分布する大型のコモリグモであり、生息環境の悪化により、現在減少傾向にある。京都府では、北部地域において局地的にしか本種の生息が確認されておらず、絶滅の危機に瀕^{ひん}しているといえる。

本事業は、本種の府内における生息状況等の現状把握及びモニタリングを行い、その結果を踏まえて、生息地への不用意な立入り及び密猟の防止等並びに生息環境の維持及び改善を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

京都府北部地域における本種の分布域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施するため、必要に応じて以下の調査を実施する。

(1) 生息状況等の調査等

本種の分布、生息及び繁殖の状況、生息環境に関する調査を行い、情報を蓄積するとともに、それらの動向について定期的なモニタリングを行う。

なお、密猟等を助長しないよう、分布等生息場所を特定する情報については、取扱いに十分注意する。その結果、生息状況や生息環境に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査の実施等、必要に応じ、本種の保全に資する対策を講じる。

(2) 本種の保全に資する生物学的及び生態学的特性等の把握

本種の生物学的特性の解明、本種をとりまく生態系の構造の解明、各地域の個体群間の遺伝的な変異や個体群内の遺伝的な多様性の把握等に関する調査を行う。

2 地域における個体群の保護

密猟や生息地への不用意な立入り、特に車両の乗り入れによる不用意なかく乱等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、必要に応じて、生息地における監視並びに保護柵及び制札等の整備を行う。

3 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態における安定的な存続のためには、本種が生息する砂丘及び海浜植物帯を有する海岸環境等本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知見及び本種の生態等に関する専門的知識を有する者の知見に基づき、本種の生物学的及び生態学的な特性を十分に踏まえた効果的な対応策を検討し、必要に応じて生息地における人工物由来のゴミ回収、砂丘及び植物帯の不用意なかく乱の防止、海浜の在来草本植生の維持、砂浜の草地化や森林化等の遷移のモニタリング及び植生管理

等、本種の生息及び繁殖に適した環境の維持並びに改善のための措置を講ずる。

なお、環境の維持及び改善のための措置を講ずる場合には、それにより生息地の生態系、生息又は生育する他の野生生物等の保全に影響を与えない方法で行うものとし、影響のおそれがある場合にはそのモニタリングを行うものとする。

4 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、保全団体、各種事業活動を行う事業者、国、関係地方公共団体、関係地域の住民をはじめとする府民等の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況、保全の必要性、保全回復事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保全に対する配慮と協力を幅広く働きかける。

また、国、関係地方公共団体、保全団体等は、研究機関、学校等の協力を得て、学習会の開催等、本種及び本種の保全について理解を深めるための取組を行うことにより、生息地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者、本種の保全に関わるNPO、その他保全団体等の協力を得て進めるものとする。

(2) 公共事業等における配慮

1で得られた知見を活用し、本種に与える影響を極力軽減した工法及び管理手法の研究開発に努め、関係地域の住民の十分な理解を得ながら、海浜環境の適正な管理に努め、生息地及びその周辺地域における保全への活用を図る。

また、公共事業の実施にあたっては、京都府の「環」の公共事業の理念に基づき事業を実施するよう配慮する。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施にあたっては、事業に係る国、関係府県及び関係市町の各行政機関、本種の生態等の研究に携わる研究者、本種の生息地及びその周辺地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

なお、生息状況等の調査、生態等に関する知見の集積、生息環境改善に必須の事業及び密猟防止対策については、保全対策の基本となる事業であり、府が主体的に取り組むものであるが、それらの実施にあたっては条例に基づく府民協働による保全制度に基づき取組を行う団体と連携して行う。

さらに、本種の生息地の一部は天然記念物の指定等別の法令でも規制を受けるため、保全回復事業の実施にあたっては、これらの関係機関との調整を図る。